

相談室 Q&A

労災・通災関係

Q

業務として取引先と会食した後、 2次会からの帰宅途中に負傷した場合、通勤災害となるか

当社の営業社員が、帰宅途中に駅の階段から転落し負傷しました。業務の一環として取引先との懇親会に出席した後、親しい先方の担当者と別の飲食店で2次会を催し、その終了後のこととなります。この場合、通勤の中断となり、通勤災害には当たらないのでしょうか。

(愛知県 U社)

A

取引先との会食後の2次会が、「業務」であったかどうかによって 当該事故が通勤災害となるかが判断される

回答者 阿部俊彦 あべ としひこ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 通勤災害の範囲

通勤災害とは、「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」のことをいいます(労災保険法7条1項2号)。ここでの「通勤」とは、「就業に関し、次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くもの」(労災保険法7条2項)と定められています[図表1]。なお、通勤途中に経路を逸脱したり、通勤とは無関係な行為をした場合(中断)には、その後、たとえ通勤経路に戻ったとしても、労災保険法上の「通勤」とは認められません。

ただし、逸脱や中断が、日用品の購入や通勤等の日常生活において必要な行為であれば、逸脱や中断している間は「通勤」と認められませんが、通勤経路に戻った後は「通勤」と認められます[図表2]。また、通勤災害とされるためには、「労働者の就業に関する移動が労災保険法における通勤の要件を満たしていること(通勤遂行性)」を前提として、「その災害が労災保険法における通勤に通

常伴う危険が具体化したものと認められること(通勤起因性)」が必要となります。

2. 通勤遂行性と通勤起因性とは

「通勤遂行性」とは、災害の発生時に労災保険法に規定される「通勤」を行っていたことをいい、その災害が通勤災害として認められるための前提条件となります。

次に「通勤起因性」とは、「通勤との間に相当な因果関係のあること、つまり、通勤に通常伴う危険が具体化したこと」(昭48.11.22 基発644、平3.2.1 基発75、平18.3.31 基発0331042)をいいます。ここでいう「通勤に通常伴う危険」とは、具体的には、最寄り駅まで自転車で行先中自動車のひかれた場合、電車が急停車したため転倒して負傷した場合、駅の階段から足がもつれて転落した場合など、通勤途上で通常に起こり得る危険を意味しています。

図表1 通勤となる移動

- ①住居と就業の場所との間の往復
- ②就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③住居と就業の場所との間の往復に先行し、または後続する住居間の移動

3. ご質問に対する検討

ご質問のケースでは、まず、帰宅途中に駅の階段から転落し負傷した事故ですので、「通勤起因性」については該当すると考えられます。そこで、検討すべき点としては、「通勤遂行性」のうち「就業に関して」の部分であり、当該社員の帰宅行為が業務を終えたことによって行われたものであるかどうかの点になります。つまり、帰宅行為の直前に当たる取引先との会食後の2次会が、当該社員の「業務」であったかどうか、通勤災害であるか否かの判断のポイントとなります。

[1] 取引先との会食の業務性の判断

ちなみに、取引先との会食については、「業務の一環として」ともあるように、当該社員にとって会食の参加には上司による指示等の義務性があり、会食参加の目的も取引先との意見交換等の位置づけとして、業務性があることが想定されます。

[2] 2次会の業務性の判断

次に、2次会については、「親しい先方の担当者と別の飲食店で」とあり、参加自体が自由であり、取引先であっても親しい担当者のみとの懇親を深めることが目的であった可能性が想定されます。その場合には、使用者の関知しない私的な飲食であって、業務性がないものと判断されますので、2次会に参加した時点で通勤の「中断」となり、当該事故は通勤災害に当たらないこととなります。

ただし、2次会であっても、実質的に義務性および業務性があったと判断される実態がある場合には、実質、前の会食がそのまま継続しているものとして、2次会も含めて当該社員の「業務」で

図表2 厚生労働省令で定める逸脱、中断の例外となる行為

- ①日用品の購入その他これに準ずる行為
- ②職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④病院または診療所において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為
- ⑤要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母ならびに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母および兄弟姉妹の介護（継続的にまたは反復して行われるものに限る）

であると認められる可能性もあります。「業務」であると認められる可能性がある実態例として、「会社が2次会の参加まで事前に指示している」「会社が2次会の費用まで了承し精算している」「前の会食と参加者がほとんど変わっていない」等の状況が考えられます。その場合には、2次会に参加した後の帰宅は「通勤」となり、当該事故は通勤災害に当たることとなります。

[3] 2次会が逸脱、中断の例外に当たるか

また、2次会の参加がたとえ「業務」でなかったとして、これが「逸脱、中断」の例外に当たる「日用品の購入や通勤等の日常生活において必要な行為」に該当するかどうかでも判断が分かります。この点について、2次会の参加は[図表2]のいずれの行為にも該当しないため、通常の通勤経路に復したとしても通勤とは認められません。

4. 最後に

なお、労災保険における通勤災害の認定は、ケースによってその判断が異なることが少なくありません。ご質問のケースでは、実際の2次会の細かな状況によって判断が変わってくる可能性がありますので、通勤災害に当たるか否かは、勝手に判断するのではなく、必ず所轄労働基準監督署に確認されることをお勧めします。